

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和4年7月28日（木）午後1時00分 議場

出席委員（8名）

（委員長）土 光 均 （副委員長）田 村 謙 介
安 達 卓 是 塚 田 佳 充 津 田 幸 一 錦 織 陽 子
森 谷 司 吉 岡 古 都

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【総合政策部】八幡部長

[まちづくり企画課] 川本課長 藤堂まちづくり企画担当課長補佐

【市民生活部】藤岡部長

[市民一課] 東森課長

[市民二課] 萩原課長 坂本市民相談担当課長補佐

[保険課] 森次長兼課長

[市民税課] 長谷川次長兼課長

[固定資産税課] 永江課長 高見家屋償却資産担当課長補佐

[収納推進課] 富田課長

[環境政策課] 木下課長 畠中担当課長補佐

[クリーン推進課] 清水課長 池口廃棄物対策担当課長補佐

遠藤施設管理担当課長補佐

【こども総本部】景山部長

[こども政策課] 松田次長兼課長 永榮課長補佐兼子育て政策担当課長補佐
足立子育て政策担当主任

[こども施設課] 斎木課長 榎本子育て施設担当課長補佐
三穂野子育て施設担当係長

[こども支援課] 金川課長 松永子育て支援担当課長補佐

【教育委員会事務局】松田局長兼こども政策課長

[こども政策課] 東森課長補佐兼義務教育学校準備担当課長補佐

木村学校政策担当課長補佐 遠藤義務教育学校準備担当課長補佐

[学校教育課] 西村課長

[学校給食課] 伊藤課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

【経済部】

[経済戦略課] 坂隠課長 宮本企業立地推進室長

出席した事務局職員

松下局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 土井議事調査担当主任

傍聴者

伊藤議員 稲田議員 今城議員 岩崎議員 大下議員 岡田議員 門脇議員
徳田議員 戸田議員 西野議員 又野議員 松田議員 森田議員 矢田貝議員
渡辺議員
報道関係者 2人 一般 9人

審査事件及び結果

議案第 5 1 号 専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について） [原案承認]
議案第 5 6 号 米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
議案第 5 7 号 米子市地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
陳情第 3 号 西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情 [不採択]

報告案件

- ・混合粗大ごみ処理実証事業について [市民生活部]
- ・淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査結果について [市民生活部]
- ・義務教育学校設置場所の候補地（案）選定並びに今後の取組について [教育委員会]
- ・第 2 期米子市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおける「放課後等の子どもの居場所」に関するアンケート調査の実施について [こども総本部]

協議案件

- ・閉会中の継続審査について
- ・広報広聴委員の選出について

~~~~~

## 午後 1 時 0 0 分 開会

**○土光委員長** ただいまより、民生教育委員会を開会いたします。

本日は、7月25日の本会議で当委員会に付託されました議案3件及び陳情1件について審査するとともに、4件の報告を受けます。

初めに、陳情第3号、西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体、西部広域大型ごみ処理施設を考える会共同代表、百毛晴雄さんに出席いただいております。

早速、説明をしていただきたいと思います。説明は分かりやすく、簡潔にお願いします。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、百毛さんお願いします。

**○百毛氏（参考人）** 失礼いたします。座ったままで申し訳ありません。初めに、陳情願意の説明意見を申し述べます。

この構想は、2032年からの稼働を目指している施設の建設に関わる計画の構想です。国の高効率ごみ発電施設建設に伴う交付金のかさ上げが、焼却場のみならば3分の1です

が、ごみ発電を行えば2分の1とする国の補助策に乗って建設されることが予定されています。しかしながら、プラスチックの害から環境、生物を守れという国内外の広範な世論の高まりと、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機としてプラスチックの資源循環を促進する重要性が高まっていることから、2022年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。

プラスチックの害について付言しますと、海水中のマイクロプラスチックが生物に取り込まれ、食物連鎖により人に与える影響が危惧されています。特に胎児への影響が今後心配です。また、プラスチックの原料の1つであるビスフェノールAは、環境ホルモンとして生物への悪影響を及ぼすことが明らかになっていますが、東京の多摩川では埋立処分場に由来するビスフェノールAの濃度が高くなっていることが東京農工大学の高田秀重教授の研究により明らかにされ、今後の悪影響が危惧されています。

また、元の論に戻りますが、この法律の施行によって現在米子市が行っている軟質プラスチックの焼却は、見直しを行う必要があるのではないかと考えます。基本構想自体が現状の焼却処理による計画となっていますから、見直しが必要と考えます。しかも、国会でも熱回収をリサイクルと呼ばないと答弁されており、これに関わる交付金の見直しが今後予想されます。国の方針が変わったのですから、各市町村の一般廃棄物処理基本計画の見直しが行われた後に、それに沿った計画に見直すべきと考えます。それがプラスチック問題や地球環境問題に取り組む姿勢だと考え、陳情いたします。

続きまして、陳情理由の説明意見を申し述べます。環境省は、循環型社会形成推進基本法に基づくパンフレットの中で、循環型社会の姿として、1番目にリデュース、2番目にリユース、3番目にマテリアルリサイクル、4番目にサーマルリサイクル、5番目に適正処分と位置づけ、1から3を優先する位置づけにしています。このうち熱回収がリサイクルから除外されれば、1番目から3番目までのごみのリデュース、リユース、マテリアルリサイクルを徹底して行う計画が必要です。この計画は各市町村との連携を図る必要があるため、基本構想は大きく見直す必要があります。2022年4月1日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の経済産業省及び環境省の解説では、次のように述べています。今後、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市区町村による再商品化、並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するため、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図ることが必要です。こうした考えを踏まえ、多様な物品に利用されているプラスチックという素材に着目し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組を促進するための措置を講じるべく、令和3年6月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を制定しましたと、このように述べています。

この趣旨に沿って、各市町村における一般廃棄物処理基本計画の大幅な見直しが必要と考えます。鳥取県の西部圏域の実態を見ますと、2018年の事業系ごみの割合は西部圏域全体で45%となっています。他のごみは各市町村の取組の差がありますが、紙ごみ等のリサイクルなどは進んでいます。軟質プラスチックごみは、市町村で取組の差がありま

す。米子市、大山町は、以前再生利用を行っていましたが、今は焼却しています。この問題は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に沿えば、大幅な変更が求められるものです。また、生ごみ等事業系ごみの割合も高く、焼却で対応しています。プラスチックごみのリサイクル計画と事業系ごみの再利用の促進が必要であることは明らかで、それを進めれば、ごみの焼却量は減少するのではないのでしょうか。

全国には先進例があります。小規模バイオマス発電や堆肥化などの計画をすべきと考えます。事業系ごみについては、各事業所にプラスチックごみの減量化の促進、またごみの再利用化への協力を促し、パリ協定実現に向けて官民一体となって取り組む必要があると考えます。鹿児島県志布志市は隣町の大崎町と一部事務組合を運営していますが、生ごみも含めた徹底したごみの減量化とリサイクルによって、リサイクル率が志布志市で72.7%、大崎町で83.1%という取組を行い、焼却炉を持たない自治体となっています。近くでは境港市でも、約500世帯が生ごみの堆肥化に取り組んでおられます。このような取組に学んで、住民意識の向上も含めた取組が求められています。

以上の点から、基本構想は見直しを行い、リデュース、リユース、マテリアルリサイクルに基づく計画とすることを米子市議会が認識され、米子市及び西部広域行政管理組合に一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求められるよう、陳情いたします。以上です。

**○土光委員長** 説明は終わりました。

参考人に対して、質疑はありませんでしょうか。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 今日はわざわざおいでいただきまして、説明ありがとうございます。質問をさせていただきます。

先ほどの陳情の趣旨なんですけど、この提出された陳情書には最後のところに、各市町村の一般廃棄物処理計画の見直しが行われた後に、それに沿った計画に見直すべきですの後に、しかも補助金等が変わるのですから、今からごみ発電計画を削除して見直すべきとありますけど、これは両方が必須ということでしょうか。その見直しに関して、ごみ発電の削除っていうのを絶対求めておられるのか。そこを伺いたいです。必須ではないのかどうなのかっていう。

**○土光委員長** 百毛参考人。

**○百毛氏（参考人）** 要点は、安く、そして健康で安全な施設になることを求めております。そのためにはやはり、ごみ発電は、どうやら現状では補助金対象から外れるのではないかなというふうに危惧しております。そうならば施設も不要になりますし、建設費も安くなり、生ごみ等の処理もほかの施設で行えば小規模な施設で済むのではないかということで、陳情しております。以上です。

**○土光委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** これは、たとえ減っても最終的にどうしても焼却しないといけないものが残った場合でも、もうごみ発電はしないっていうことですかね。求めないってことですか。

**○土光委員長** 百毛参考人。

**○百毛氏（参考人）** できるならば、やはりCO<sub>2</sub>の削減に利するためには、発電施設はないほうがよいと思っております。そういうことと併せて生ごみの堆肥化等で、できるだけ焼却物を減らす努力をすべきだというふうに私自身は考えております。以上です。

**○土光委員長** ほかに、参考人に対する質疑ございませんでしょうか。

ないようですから、参考人に対する質疑を終結します。

次に、本陳情の賛同議員であります又野議員から説明を求めます。

又野議員。

**○又野議員** 又野です。賛同理由を簡潔に述べたいと思います。

先ほどの意見陳述でもありましたけれども、世界的に海洋プラスチックごみの問題、気候変動問題、これへの対応が急務となっています。分別リサイクルを徹底して、プラスチックごみや焼却ごみを可能な限り、もう少なくしていくということが求められていると思っております。それに沿って国の方針も変わってきて、各市町村でも分別収集、そういう方法などをこれから考えていかなければならないと思います。その分別の仕方とか、これから変わっていくことを考えると、やはりそれに合わせたごみ処理施設というのが考えなければなりませんと思います。今の計画のままで本当に対応できるのかどうなのか、やはり見直していくべきだと思います。やはり、それぞれの分別、収集方法とかが定まってきてから、ごみの処理施設を考えていくべきだと思いますので、賛同いたしました。以上です。

**○土光委員長** 賛同議員による説明は終わりました。

賛同議員に対して質疑はございませんか。

ないようですから、賛同議員への質疑を終結いたします。

その他、執行部等含めて、質疑等ありませんでしょうか。

安達委員。

**○安達委員** すいません、何点か執行部にも聞かせてもらいたいと思うんですが、この法律が4月から法施行されてきておりますけれども、陳情者の言い方では大幅な見直しをという言葉が頻繁に出てくるわけですけれども、この4月の法施行により、市町村の一般廃棄物処理基本計画っていうのの見直しを求められておるって言いますが、熱回収は駄目ではないと思うんですが、そここのところ当局にお聞きしたいと思います、よろしくお願いします。見直さないといけないのか、その考えのところを、少し詳しく教えていただければと思います。

**○土光委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 先ほど来、出ておりますプラスチックの資源循環促進法が4月1日に施行されまして、今、御質問の件でございますけれども、熱回収は駄目なのかということでございますが、4月1日に法の施行とともに環境省のほうから通知がございまして、市町村のほうはプラスチック使用製品廃棄物、分別収集、分別収集物の再商品化に必要な処置を講ずることを、ということにはなっておりますが、そういったことに努めなければならないということで、努力義務として法のほうはなっております、それに併せまして、徹底したリサイクルを実施し、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることで、プラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進することについても基本的な方法として定めているというふうに書いてございます。したがって、熱回収が全て駄目ということではないと承知しております。

あと、あわせて、御質問の現在第4次の一般廃棄物処理基本計画、昨年2月に策定いたしておりますが、その見直しにつきましては現在考えておりません。ただし、その中にプラスチックなどの一括回収、先ほどの分別回収等につきましては、今後の国の動向

等を見ながら検討していくという文言も入っております、その計画に沿って対応していると考えてございますので、そのような御理解で、こちらの計画の即座な見直しということは考えてないということでございます。以上です。

○**土光委員長** 安達委員。

○**安達委員** すいません、ありがとうございました。

それと、今、我々米子市議会、7月のこの日になっておりますけれども、西部管内7市町村が西部広域に構成メンバーとして自治体として入っているわけですが、もし参考になればですが、他の市町村の議会へのこのような陳情がどのようにされて、結果どのようになっているか、参考にさせてもらいたいと思いますので、分かれば教えてください。

○**土光委員長** 清水課長。

○**清水クリーン推進課長** 現在、構成市町村が西部圏域で9市町村ございまして、米子市を除いて8市町村の6月議会等での陳情の結果について、こちらのほうで把握している限りではございますが、伯耆町さんのほうは継続審査ということでございまして、日野町さんのほうでは資料配付にとどめておられるということで伺っております。そのほかについては全て不採択であるというふうに伺っているところでございます。以上です。

○**土光委員長** 安達委員。

○**安達委員** ありがとうございます。

それと、国から出されてる法律の解説資料を読みますと、市町村の責務、それから都道府県の責務、国の責務というところで大まかに書いてはありますけれども、プラスチックに係る資源循環の促進に係るものとして、必要な措置を講ずるように努める、この文言が、最終的には国、市町村、都道府県に求められているように受け取るとるんですが、それは間違いございませんか。確認させてください。

○**土光委員長** 清水課長。

○**清水クリーン推進課長** 間違いないと思っております。

○**土光委員長** ほかに質疑ありますでしょうか。

錦織委員。

○**錦織委員** 先ほどの答弁の中で、いみじくも4月1日に環境省が通知を出して、市町村に分別を徹底しなさいということ、努めなければならない、努力義務ということなんですけれども、徹底したリサイクルをしなさいというふうに言ってますが、最初から軟プラを入れ込む計画は徹底したリサイクルに当たるのかどうかっていうふうに、どう考えておられます。

○**土光委員長** 清水課長。

○**清水クリーン推進課長** 軟プラを今、焼却していることが徹底したリサイクルかどうかという御質問だと思うんですけども、現在、米子市のほうでは、ペットボトルであるとか発泡スチロール、白色トレイについてはリサイクルをしるところでございまして、そのほかのしていない容器包装のもの等はございますが、そこの辺りにつきましてはできる限りということで、実際、してないところにつきましては、回収したのはいいんですけども、それをベール状にして処理をしなければならないんですけども、ちょっと西部圏域にはそういった工場もございませんので、今はそのような形で焼却をしておるということで、できる範囲でしておるというところで、こちらのほうは努めているというふうに考えているところ

でございます。

○土光委員長 錦織委員。

○錦織委員 先ほどの当局の説明では、徹底はしてないということが分かりました。以上です。

○土光委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○土光委員長 ないようですので、これより討論に入ります。ちょっと説明しますが、討論をこれからしていただくということですが、討論というのは、各委員順番に賛否を表明していただいて、その理由を述べていただく、そういったのが討論ということです。順番に表明していただくことになります。

安達委員からお願いします。

○安達委員 法の趣旨の説明、賛同委員もそれぞれ言われまして、今回の4月施行の法律では、分別の徹底とかそういったところを、各市町村、事業所に求められていますので、それを言われる趣旨はよく分かります。ただ、プラスチックごみ等の扱いについては、大幅な見直しと言われ、熱回収は駄目というように聞き取っておったんですが、先ほど当局から言われたように、それは柔軟に対応するということと今やとられることも聞きますので、不採択を主張します。

○土光委員長 錦織委員。

○錦織委員 採択を主張します。先ほど陳情者が、るる述べられたように、一番はプラスチックに係る資源循環促進法、これが制定されることによって、いかに分別を徹底してやるのかということで、この国会での議論、衆参の議論の中でも、昨年5月、6月の議論の中でも、焼却ということは、熱回収ということはリサイクルと呼ばないと、そういうことを期待するなという環境大臣の意見もありましたし、そういう精神で今回のこの法律も施行されたわけです。

ここの西部圏域のことをいえば、プラスチック、軟プラ、それから硬質プラスチックは残渣だというふうにおっしゃってましたけれども、これを全く入れなければ、炉の大きさも、それから売電するってということなので、そういった全ての計画が変わってくると思います。ですから、まず今、軟プラは米子市のクリーンセンターにおいては、徹底して処理をした、リサイクルをした結果、分別をした結果ではないということが分かっておりますので、これから西部圏域で軟プラをまず入れるという計画ではないというふうには、まだ決まってないというふうにはおっしゃいますが、これは7割のごみを占める米子市に合わせていくっていうのが、普通に考えるとそういうふうになると思います。私、議会の質問でも、このことも言いましたけれども、やっぱりこういう方向に今進んではいけない、気候変動だとか海洋プラスチックの問題、そういった問題を考えても、先取りしてでも、こういう燃やしてしまうという計画はまず見直すということが必要だというふうに思いますので、ぜひこの陳情は採択すべきものとお願ひしたいと思います。

○土光委員長 森谷委員。

○森谷委員 不採択をお願いいたします。その理由としましては、確かにおっしゃるようには、海洋プラスチック問題を含めて、ごみの焼却量の減少、そして住民意識の向上、これは本当に取り組んでいくべき内容だと思いますけれども、見直しの前に、第一にしっかり

と国の動向を注視して、また米子市、そして西部広域行政管理組合等ともまたしっかりと検討していただくということが第一だと思いますので、不採択をお願いいたします。

**○土光委員長** 田村委員。

**○田村委員** 私も不採択を主張したいと思います。お話の中に海洋プラスチックごみとかマイクロプラスチックですか、そういうお話もありましたけれども、そもそも論なんですけれども、やっぱり日本を取り巻く国外に海洋投棄をしてる国があるということをまず知っていただきたい。弓ヶ浜なんかも私も学生と一緒にごみ拾いやったりしましたけれども、ほとんど近くの国の言葉が書いたようなものが多いということで、これは国内の一行政がどうこうという話ではまずないということが1つ。

それと、先ほど当局のお話にありましたけれども、やはりリサイクルをしていただける業者がないという現状があります。かつてはそれをうたって補助金をもらったり、それを支援する方もいらっしやったというふうには聞きますけれども、そういう業者が今なくなってしまい、そういうのも軟プラも混合で焼却して処分をしてきたという過去があります。したがって、今現在そういうものがない状況下では、それを行政がどうしようもないと、要は委託いただけないという状況では、これは代案がないということになりますので、本件については不採択を主張をいたします。以上です。

**○土光委員長** 塚田委員。

**○塚田委員** 私も不採択をお願いします。国の基準にのっとって行われているというのが前提にありますので、特に不採択でいいと思っております。

**○土光委員長** 津田委員。

**○津田委員** 私も不採択をお願いいたします。ごみ処理は、各地域の施設の老朽化、人口減少が進む中で、持続的可能な適正処理や気候変動対策の意味からも、広域で取り組むことがよいと考えます。また、西部広域行政管理組合の構成市町村での共同処理事務の1つにごみ処理があり、基本構想の概成が示され、昨年、各会議で議決しているものなので、見直しの必要はないと考えます。

それから、陳情の内容に処理方法等のことが言われておりますが、基本構想では国の施策に合わせながら進めることと書いてあることから、本陳情には賛同できないものでございます。

**○土光委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 私も不採択とさせていただきます。理由は、先ほど伺いましたが、陳情者の言われる基本構想に見直しが必要という面では私も同意をいたします。それは、現時点ではプラスチックの回収というのは難しいということでしたけど、この施設ができるのは10年後ということでしたので、この10年でどのようにごみ処理の技術も変わるか分かりません。陳情者は今回プラスチックのことで言われましたけど、私、生ごみの焼却ということがやっぱりこの基本構想はメインになっていて、生ごみのリサイクルということに全く言及がないというところが、見直しが必要ではないかと常々思っております。それは、構成の各市町村についても、これからそういうところに気を配って、それが市町村の利益になるということになれば大きな見直しがされて、せっかく焼却炉を造ってもどこの構成市町村も持ち込まないというような事態も、可能性としてはなきにしもあらずだと思います。ですが、最終的にやはり残った、どうしてもリサイクルできないものというものは焼却ま



たは埋立処分ということが考えられますが、そこについては熱回収がいいのか埋立てがいいのかというのは現時点では結論が出ていないと思います。この循環型社会形成推進基本法においてもそこまでは言っていないと思いますので、今回の陳情は、やはり熱回収というものを削除ということを求めておられるので、不採択といたしました。

**○土光委員長** では、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第3号、西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…錦織委員〕

**○土光委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第3号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。このようなやり方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○土光委員長** 異議なしということですのでいいですね。御異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

百毛さん、本日は御出席いただきありがとうございます。

〔参考人退席〕

**○土光委員長** 次に、議案第51号、専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

まず、当局の説明を求めます。

長谷川市民生活部次長。

**○長谷川市民生活部次長兼市民税課長** それでは、議案第51号について御説明申し上げます。議会運営委員会の資料の1、7月定例会議案の概要の1ページを御覧ください。

議案第51号、専決処分についてでございますけれども、これは令和4年度の税制改正に伴う地方税法の一部改正によるものでございまして、令和4年の4月1日が施行期日であった資料記載のこの項目につきまして、所要の整備を行ったものでございます。

主な内容といたしましては、商業地等における令和4年度分の固定資産税についてでございますけれども、令和4年度の税額が、令和3年度分の課税標準額に評価額の100分の2.5を乗じたものを加えて課税標準額として再度計算した場合にその額を超えたときは、100分の2.5で計算した額とすることとしております。また、手数料を納付して閲覧及び交付を受ける固定資産税課税台帳及び固定資産税課税台帳記載事項証明書に、DV被害等を防止するための措置をしたものを含むこととしております。以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんでしょうか。

安達委員。

**○安達委員** 1点だけ教えてください。この施行4月1日ということで資料に提出されて

いるんですが、3月議会で上程というのはできなかつたのか、時期のことを少し教えてください。

○土光委員長 長谷川次長。

○長谷川市民生活部次長兼市民税課長 この通知が参りましたのが、3月の終わり頃になってからだったものですから、3月議会には間に合っておらないということでございます。

○土光委員長 ほかに質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○土光委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。御意見があれば挙手の上、発言をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

○土光委員長 特にないようですから、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第51号、専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○土光委員長 異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第56号、米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

長谷川次長。

○長谷川市民生活部次長兼市民税課長 それでは続きまして、議案第56号について御説明申し上げます。同じく議会運営委員会資料1の7月定例会議案概要4ページを御覧ください。

議案第56号、米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも令和4年度税制改正による地方税法の一部改正に伴って、資料記載の項目につきまして所要の整備を行おうとするものでございます。

主な内容といたしましては、個人市民税関係では、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長することとしております。また、上場株式等の配当所得等について、課税方式を所得税と一致させることとしております。また、公的年金等の所得控除額の算出のために、退職所得等を有する一定の配偶者や扶養親族の氏名等を扶養親族等申告書、給与支払い報告書及び公的年金等報告書に記載するよう所要の措置を行っております。

固定資産税関係につきましては、手数料の納付の対象とする固定資産税課税台帳の閲覧及び納税証明書等の交付に、DV被害等の防止の措置を行ったものを加えるために所要の整備を行っております。以上でございます。

○土光委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○土光委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。御意見等ありましたら、発言をしてください。

〔「なし」と声あり〕

○**土光委員長** ないようですから、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第56号、米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**土光委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、米子市地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

永江固定資産税課長。

○**永江固定資産税課長** それでは、議案第57号について御説明いたします。議会運営委員会資料1の7月定例会議案の概要5ページを御覧ください。

議案第57号、米子市地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴うものでございます。内容としましては、この条例の適用となる事業者が計画認定を受ける期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとするもの、及び課税免除及び不均一課税の対象となる特定業務施設の整備期間を1年間延長し、計画認定を受けた日以降、翌日から3年間を経過する日までとするものです。説明は以上です。

○**土光委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんでしょうか。

錦織委員。

○**錦織委員** まず、特定業務施設とはどういったもので、対象はどのような者かということと、それからこれまで認定を受けた特定業務施設の対象者は何件ぐらい、この課税免除だとかっていう対象者になったのは何件ぐらいでしょうか。

○**土光委員長** 高見固定資産税課家屋償却資産担当課長補佐。

○**高見固定資産税課家屋償却資産担当課長補佐** 特定業務施設と申しますのは、鳥取県の地方再生計画の認定を受けた事務所、研究所、研修所などでございます。

それと、現在認定を受けておりますのは、米子市で不均一課税が1件ございます。以上でございます。

○**土光委員長** よろしいですか。

ほかに質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**土光委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。御意見等があれば、発言をしてください。

〔「なし」と声あり〕

○**土光委員長** 特にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第57号、米子市地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○土光委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時43分 休憩**

**午後1時47分 再開**

**○土光委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

市民生活部から2件の報告を受けます。

初めに、混合粗大ごみ処理実証事業についての当局の説明を求めます。

清水課長。

**○清水クリーン推進課長** 混合粗大ごみ処理実証事業について御説明をさせていただきます。資料は、表題を記載いたしましたA4表裏3ページの1種類でございます。

最初に1ページ目を御覧いただきますと、令和3年2月に策定いたしました第4次一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、本市の実情に応じたごみ処理システムの1つとして混合粗大ごみの処理を計画しておりますが、今回はその計画に先んじまして実証事業を実施するに当たりまして、その概要について御報告をいたすものでございます。

ちなみに、混合粗大ごみというのは可燃物と不燃物が一体になっている、例えばスプリングの入ったマットレスであるとか、ソファ、座椅子、木製のこたつや、ゴルフバッグ等を想定していただけたらと思います。

現在、御自身で分解した上で可燃物と不燃物を分別していただいておりますが、そちらの資料の1、現状と課題の(1)にございますように、それが分解できずに廃棄に困っている方が多くいらっしゃいまして、市民アンケートによりまして、混合粗大ごみの特別収集を望むと回答した方が多い現状にございます。あと、そちらの資料(2)にございますように、廃棄に困っている方につきましては、現在、収集運搬の許可業者に有料で廃棄依頼することを御案内しておりますが、有料ということもございまして、全ての方が廃棄を依頼されている現状にはないというふうにございます。そこで、今回、処理方法の選択肢を増やすことによりまして、市民の方の負担を軽減いたしますとともに、平時において災害廃棄物が発生しないような取組を進めるということで、災害時の廃棄物の減量化にもつながるものと考えてございます。

続きまして、2の事業目的についてでございますが、実証事業そのものの目的といたしましては、将来的に全市的に取り組めますように、市民ニーズ等につきまして検証いたしまして、事業の安全性等など課題整理等を行うこととしております。

続きまして、3の実証事業の内容でございますが、(1)実施期間は、本年度の10月から来年の3月末までの6か月間としておりまして、実施対象地区は米子市クリーンセンター周辺地域、具体的には加茂地区、河崎地区、夜見地区の3地区を対象といたします。なお、このたびの実証事業は、(3)の実施内容にございますように、混合粗大ごみを直接クリーンセンターに持ち込んでいただきまして、同施設内のストックヤードで回収をした上

で、処理業者に委託して処理することとしております。この3地区は、クリーンセンターの稼働に対しましてクリーンセンター対策委員会を組織されておりました、このように新たな受入れ物がある場合には、御協議をさせていただいておるといこともございまして、このたび実証事業の対象地区として御協力をいただくものでございます。

次に、(4) 検証項目についてでございますが、そちらのほうに記載がございまして、持ち込んでいただいた方への聞き取り等を行いまして、情報収集に努めてまいりたいと考えております。また、混合粗大ごみの回収につきましては、今回初めて実施するということもありまして、量等がちょっと分からないところがあるんですが、この3地区、人口比で全市の12.7%、世帯数も全市の12.6%の方が居住されてるということで、全市的な排出量を推測することとしておるところでございます。

続きまして、予算につきましては、回収後の混合粗大ごみをできる限り資源化できる処理業者さんにおいて、運搬処理の委託料として157万6,000円計上しているところでございます。

続きまして、処理費用の負担額についてでございますが、このたび実証事業ということで、地方自治法の手数料としては徴収をいたしません、混合粗大ごみはそもそも処理手数料を徴収する対象でございまして、処理経費としては実費相当の負担を求めることとしております。その額は、そちらのほうに搬入1回につき385円としておりますが、搬入量が10キログラムを超える場合は10キログラム当たり385円を加算していくこととしております。この額の算出の基本的な考え方でございますが、算定根拠は、お配りしております資料の別紙のほうにつけておりますので、3ページのほうをちょっと御覧いただいてもよろしいでしょうか。こちらのほうに負担額算出の基本的な考え方としておりました、現在、米子市クリーンセンターに直接搬入する場合の処理手数料の算定方法と同様の考え方をういまして、処理経費を処理量で割って算出した額を基に算定いたしました。具体的には算出額の表にございますが、処理経費、先ほど予算のところでも申し上げました157万6,000円に対しまして、持込み量の4万5,000キログラムで割りまして、その値に10キログラム当たりの運搬経費といたしまして10を掛け合わせまして、そこに現行の処理手数料も同様なんです、消費税相当を加味いたしまして、10キログラム当たり385円を算出したところでございます。

それでは、資料1ページ目にお戻りいただきまして、周知方法、(7)でございまして、こちらにつきましては3地区の自治会長様のほうに周知を図りまして、回覧板等での周知依頼を行うこととしております。また、併せてホームページによる周知なども行います。

最後にスケジュール案でございますが、今後は10月から実証事業を始めまして、先ほど申し上げました、来年の3月まで実証事業をし、来年の4月から検証を行いまして、全市展開が可能かどうかというような検証を行った上で、令和6年の4月から全市的に事業展開できるように準備を進めていけたらというふうに考えてございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。

**○土光委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。質疑、意見等どちらでも構いません。

錦織委員。

**○錦織委員** この処理経費なんですけれども、これは1回当たり385円っていうふうに

書いてあるんですが、今後変わるっていうことはないんですか。

○土光委員長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 今回の実証事業では、10キログラム当たり385円ということにはしてございますけども、今度、全市的にやる場合には手数料ということになりますので、この場合には一般廃棄物の減量等推進審議会等などにもお諮りしながら、今回の実証事業を基に、金額のほうをまた改めて御相談させていただきながらということになるかと思っておりますので、これは必ずしもこの値段でずっといくということでは考えておりません。

○土光委員長 錦織委員。

○錦織委員 分かりました。それで、この別紙を見ますと、参考に米子市、それから伯耆町、大山町、松江市というふうになって、伯耆町と大山町はもう既に混合粗大ごみを処理しているということなんですけれども、この松江市は何でここ、粗大ごみって書いてあるだけで、全部500円だったらいいなって思いましたけど、これって混合ごみの処理はまだやってないっていうことですか。どういう意味でこれ出されたんでしょうか。

○土光委員長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 先ほど説明省いておりましたが、2ページの他市町村の状況のところであると思っておりますけども、こちらのほうは、あくまでも鳥取県内と、あとこの近隣の混合粗大ごみの処理について、参考までに出させていただいたものでございます。今、実際やっておられるところが、この近くでは松江市さんが収集をされとるということで、参考に上げさせていただいたところでございます。

○土光委員長 錦織委員。

○錦織委員 ちょっと何か値段、金額が違うみたい。

○土光委員長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 松江市のこの区分は、松江市さんが決められた名称をそのまま使っておりますので、松江市さんの場合は、うちが言います混合粗大ごみ相当というのは粗大ごみという区分で集めておられるので、そのまま表記させていただきました。

○土光委員長 錦織委員。

○錦織委員 それで、2ページ目の松江市を見ると、何か料金のところで収集は768円だけど持込みが500円って二重価格になってるっていうことですね、確認しますけど。

○土光委員長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 そのとおりでございます。

○土光委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○土光委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査結果について、当局の説明を求めます。

木下環境政策課長。

○木下環境政策課長 淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査結果について御説明いたします。

7月11日に鳥取県から本市に対しまして、淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調

査結果について報告がございました。本日は、鳥取県から御報告いただいた内容につきまして、主要な点を説明いたします。お配りしております、淀江産業廃棄物処理施設計画地下水等調査結果概要の冊子を使って説明をさせていただきます。

本調査につきましては、鳥取県環境管理事業センターが産業廃棄物処理施設の設置を計画しております米子市淀江町地内の土地において、地下水が流れる向きなどを把握するために、鳥取県が実施されたものでございます。

地下水調査の経過が最終ページの18ページにまとめられておりますので、御覧ください。地下水等調査会は、令和2年2月から令和4年7月まで9回にわたって開催されました。調査会は、熊本大学名誉教授の嶋田会長をはじめ、地下水に関して権威のある5名の委員で構成をされております。

それでは、1ページを御覧ください。調査の流れでございます。地質調査、水文調査、水質調査を行い、得られた結果を用いた地下水の3次元シミュレーション解析などにより、地下水の流れを総合的に評価をされました。

2ページを御覧ください。調査・解析範囲でございます。地形上、水の出入りが少ないと考えられるエリアを詳細解析範囲とし、その周辺からの地下水の出入りを厳密に設定するため、清山川から大山山頂までのエリアを広域解析範囲として、ボーリング調査や地下水水位の観測、水質測定などが実施されました。

4ページを御覧ください。表1、主な地層区分でございますが、帯水層が第1、第2、第3の3つ、そして、各帯水層の間に難透水層が存在しております。第3帯水層を形成する安山岩質火砕岩は非常に透水性が高く、豊富な地下水を有しております。難透水層②の火山灰質固結粘土層は透水性が低く、第2帯水層から第3帯水層へ水を通しにくいとされております。

続きまして、10ページを御覧ください。福井水源地の供給源でございます。福井水源地は浅井戸と深井戸がございますが、どちらも第3帯水層から取水されております。

11ページ、三輪山の清水の供給源でございますが、三輪山の清水は7割から9割は第3帯水層から供給をされております。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。3次元シミュレーションでございますが、各井戸の計算値と観測値がおおむね一致し、再現性の高いモデルであることが確認をされております。

15ページを御覧ください。図25、26の流線図を見ますと、計画地、赤い線で囲ってございますが、計画地付近の地下水は、第1、第2、第3帯水層、いずれも福井水源地及び三輪山の清水に向かってはおりません。

最後に、17ページを御覧ください。総合評価がまとめられてございます。④3次元シミュレーション解析で示された流線図では、計画地から涵養された地下水は、第1、第2、第3帯水層とも福井水源地及び三輪山の清水に向かっていません。

⑤福井水源地は第3帯水層の地下水を取水しており、計画地を含む台地から涵養された地下水は、第2、第3帯水層間にある連続性のよい火山灰質固結粘土層によって第2帯水層から第3帯水層への地下水の流入が遮水されているため、水源への影響となるような懸念材料はありません。

⑥三輪山の清水について、計画地から涵養された地下水が三輪山の清水に影響を及ぼす

可能性は極めて低いものと推察されます。

⑦これらの結果は、ボーリング調査、水文調査、水質調査、地下水3次元シミュレーションの各結果・解析と整合しており、信頼性は高いと考えられます。

以上のような総合評価がまとめられたという報告でございました。説明は以上です。

**○土光委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質問、御意見を求めます。

錦織委員。

**○錦織委員** ここで質問をしても、答えがちゃんと返ってくるかどうかというのがちょっと疑問もあったもんですから、失礼ですけども、私は意見を持ってきましたので述べさせていただきたいと思います。

まず、この地下水等調査会っていうのができまして、2年半近く調査がされました。その調査会の報告会が7月18日にあったんですけども、この報告会には調査会のメンバーの先生方は誰も出ておられなくて、コンサルのほうの方が1人、説明をされました。本来なら、事業者が準備、調査した資料を、データを基にこのように分析しましたっていう先生がされるべきではなかったのかなというふうに思いますし、そうされるべきだったと思います。

また、地下水調査会のメンバーは公正中立と言いながら、地元で米子市の安定的で良質の水道水源を確保するために、長年にわたり淀江一帯、それから大山、米子などを探査してこられた、探査というのは、現時点で存在や内容が分かっていない未知のものを対象にして徹底的に探して調べるということなんだそうですけれども、その探査をしてこられた鳥大名誉教授の吉谷昭彦さんや、そのとき一緒に探査、調査をされた鳥大名誉教授の山内靖喜先生などを入れていません。両先生は福井水源地への流入の危険性も指摘されておられるのに、その指摘について、これらの嶋田先生をはじめ、今回の先生などと一緒に論じるという場を最初に封じてしまったということにそもそもの課題が、問題があったというふうに考えます。

それでも、今回の結果では、三輪山の清水に影響を及ぼすことは極めて低いというふうに出たわけです。1滴でも流れる可能性があるということだというふうに思います。山内先生は、地下水の調査はできる限り正確な地下の地質構造を明らかにするのが第一ですと言われてます。なので、米子市水道局の水源調査のためにした福井水源の第2水源の周辺の5本のボーリング調査は活用していません。それで、今回の福井水源から遠く離れた山陰道の関連のボーリング調査、これを採用してるんですね。それで、今回は、ボーリングしたのは、福井水源周辺では2本だけでした。他方、三輪山の清水は、これを取り囲むように、清水を取り囲むように4本新たにボーリングをしました。なぜ淀江町の大事な地下水源について調査量が少ないのか。情報量が少なければ、いろいろと仮定することができるようになる。つまり、いろいろシミュレーションも可能になるっていうことなんです。それで、計画地の地下水は福井水源にも三輪山の清水にも流れないなら、どこに、そしたら行くのかっていうふうに、報告会の会場では地元の人から質問が出ました。そしたら、それは塩川に流れるっていうふうにコンサル会社は答弁しましたがけれども、この塩川っていうのは、農業をしてる人たちが、耕作者が利用する川なんですね。その農業者への対応が必要ではないか。それから、塩川から淀江港に結局流れるわけですけども、その漁業の



影響はどうかということがやっぱり新たに課題として出てきたというふうに思います。

私もこれ見てもなかなか分かりにくいんですけども、11本今回ボーリングして、それぞれ掘削で火山灰質固結粘土層を確認したと、全てのところで確認したから、これは水を通しにくいから安全だというふうに言い切ってるんですけども、山内先生は、この固結粘土層っていうのは火山灰5%以上50%未満なので、そういう固結した粘土層のことで、実際には11本の中、全てがそうじゃないということで、粘土層と呼べる地層がないというの、そういう地点が幾つかあったと。素人ではなかなか分からないんですけども、例えばこういう指摘もされています。しかし、このまとめでは、一切そういうことは語られていませんし、すごく残念だなというふうに思います。

このたび分かったのは、そのコンサルの方もすごく評価しておられたのは、この淀江の地下水、第3帯水層っていう、自分はいろんなところをしてきたけど、ここほど良質な地下水が豊富にあるところは自分は知らない、本当に羨ましいですっていうふうに言われたんですね。だから、やっぱり米子の宝として、今これからまちづくりだとか、観光でも呼びましようとか、いろいろやってるんだから、これは調査の報告なんだけれども、これを科学的に調査されて、そういう米子の宝っていうものが改めて分かったわけですから、これは大事にしないといけないなというふうに思いましたし、産廃処分場の計画を進めることはいけないというふうに思います。以上です。

**○土光委員長** 特に答弁求めますか。

**○錦織委員** 求めません。

**○土光委員長** 求めない、はい。

これについて、事前に担当課と確認しているんですが、この報告でなかなか内容が専門的なので、ここで具体的な質問をしても即答はできない場面があり得るということで、場合によっては、例えば質問していただいた内容、それから、書面でもいいですから、そういった内容を担当課を通して直接県のほうの担当課にそれを伝えて、回答というか、そういう対応は一応可能だというふうに確認をしているので、質問もこの場で即答えられなくても、それから口頭だけでは具体的な質問難しいので、書面等で質問していただければ、それは担当課を通して県の担当から回答、そういった対応は当委員会としてはできます。だから、この場で質問をしていただいても結構ですし、ちょっと期限をすぐ言えないですけど、後ほど書面で質問をいただければ、当委員会としてそういうふうな対応をしたいと思います。

錦織委員。

**○錦織委員** そう言っていただいて、よかったですと思います。私もここで拙い質問をしてもなんだしと思って。やっぱりいろんな資料が、ちっちゃい資料がいっぱいあるんで、こういう場で質問をするんだったら、少なくともプロジェクターとかなんとかがないと、もう話ばかりで、とつても余計分かりにくいと思いますんで、文書によって質問がまた出させていただきたいなというふうに思います。

**○土光委員長** じゃあ、これの内容に関して、後ほど文書等で質問をしていただければ、当委員会として対応をしたいと思います。質問があれば、文書等で当委員会に質問をお寄せください。1週間以内とします。その質問に対してどう対応するかというのは、もちろん質問内容にもよりますので、いつまでにどういう形で回答というのは、今すぐ言えませ

んけど、質問があればということで、1週間以内に質問を出していただければ、当委員会として対応をいたします。

それから、一応これは私からの確認ですが、今日、この地下水調査会の報告の意味というか、意図を確認したいと思います。地下水調査自身は県が独自に予算を計上して、別な言い方をすると、米子市は全く関与はしていない、そういったもの。ただ、米子市にとって非常に関心が深いからということで、報告をしていただいたと思います。今日の報告は、県が過去こういうことをやってこういう結果が出たという、単なる報告というふうに捉えるのか、この報告は結論も出てますけど、米子市としても受け入れるというか、米子市もこういった形という意図もあつての報告か、それはどちらでしょうか。

木下課長。

**○木下環境政策課長** 県から報告をいただきましたので、その報告内容について住民のほうに県も説明されましたので、そのことを改めまして委員の皆様にもこのたび御報告をしたものでございます。

**○土光委員長** 分かりました。今日の報告の意図は、そういった内容、県は住民とか自治会に報告をしていますけど、議会にも米子市の担当課として報告をしていただいたということです。

この件に関して、ほかに質問、意見等ありますでしょうか。

安達委員。

**○安達委員** すみません、調査結果の内容とちょっと離れるかもしれませんが、先ほど、中にあったかなと思うんですが、地元自治会への説明をされたように、この間、淀江の文化ホールで聞いたんですが、地元自治会への報告会は既に終わって、どのような内容だったか。もし分かれば、教えてもらえることはできますか、この場で。

**○土光委員長** 藤岡市民生活部長。

**○藤岡市民生活部長** この地下水調査の結果でございますが、先ほど来申し上げておりますように、鳥取県のほうで独自に実施されたものでございます。調査結果につきましては、鳥取県が関係自治会等に既に説明をされていると伺っているところでございます。

**○土光委員長** 安達委員。

**○安達委員** 6自治会とは聞いたんですが、あと、じゃあ、残された自治会も順次されるのかなって思いました。すみません。

それともう1点、県の事業で、やり方なんで、分かりませんが、これからのいわゆるスケジュール感が分かれば、教えていただけますか。

**○土光委員長** 藤岡市民生活部長。

**○藤岡市民生活部長** 調査結果につきましては、県のほうで関係自治会等へ説明されるものと認識をしておりますので、手法については、米子市のほうでは承知はしておりません。

そして、今後のスケジュールでございますけれど、7月22日に開催をされました環境管理事業センターの臨時理事会におきまして、今後の事業進行の件については、当センター事業計画を再点検するとともに、安全・安心な施設を設置するための対策に万全を期して、廃棄物処理法の施設設置許可に向けた準備を進めることとするという方針が承認されたものと承知をしております。本市としましては、今後の詳細なスケジュールについては把握はしておりません。

○**土光委員長** ちょっといいですか。今の答弁で、地元自治会、6自治会、これ全て説明は終わってるということではないということですか。

藤岡市民生活部長。

○**藤岡市民生活部長** 重ねてでございますが、調査結果は鳥取県のほうが関係自治会等に説明をされておりますので、説明をされているという、11日に報告を受けましたときに、今後説明をする予定であるという内容については伺っておりますが、詳細については、県がされることですので、米子市としては承知はしておりません。

○**土光委員長** ほかに質疑、意見等。

吉岡委員。

○**吉岡委員** 私も感想というか、意見だけ述べさせていただきますので、答弁は不要でございます。

この地下水等調査の結果は、多額の費用をかけて、たくさんのサンプリングをしてということで、この結果そのものは尊重したいと考えております。まずもって、計画地の地下水が豊富な、豊かな水資源に影響がないということは、率直にうれしく思います。

錦織委員が言われたように、この調査の委員の方からは、非常に水質のいい地下水が豊富な場所であるというふうな御評価をいただいたということですが、それは裏を返せば、この計画地は現在も一般廃棄物の最終処分場として運用しているところでございます。この一般廃棄物の最終処分場としての運用が、この豊かな水資源に影響なく、安心・安全に行われていたということの証明でもあるかと思えます。そう考えると、この1期、2期の隣接した土地、こちらが協定には第3期ではないとか、これまで次期の一般廃棄物最終処分場の候補地になったことはないというような議論がこの議会でも行われていましたが、市役所再編問題などでいつも重要視されるような経済合理性という面でいえば、この地に次の最終処分場を造るのが市民にとって最も経済合理性がある土地であると私は改めて思いました。そして、今まで安全に運用されていたところに引き続き造れないということをお大変残念に思いました。以上です。

○**土光委員長** 特に答弁は求めないということですね。

○**吉岡委員** 求めません。

○**土光委員長** ほかに意見、質問等ありますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**土光委員長** ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後2時22分 休憩**

**午後3時14分 再開**

○**土光委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

教育委員会から1件の報告を受けます。

義務教育学校設置場所の候補地（案）選定並びに今後の取組について、当局の説明を求めます。

川本まちづくり企画課長。

○**川本まちづくり企画課長** それでは、義務教育学校設置場所の候補地（案）選定並びに今後の取組について御報告をいたします。

美保地区まちづくり協議会にて候補地等の議論を重ねてまいりましたが、本年4月26

日開催の第3回協議会におきまして、新たな義務教育学校の第1候補地（案）を提示いたしました。当該候補地案の選定に当たりましては、自然的立地環境、周辺状況、通学環境、地域のまちづくりに寄与する位置などにより総合的に評価を行いました。特に人口の重心、また通学距離を重視するとともに、地域の皆様からの御意見、現地視察等を踏まえまして、資料、地図の真ん中ほど、崎津小学校周辺から和崎かけはし通りにわたる場所を第1候補地案として検討していくとしたものでございます。

今後の取組につきましては、学校の具体的な設置場所決定の後、通学路、学校併設施設、校舎跡地の活用策等について検討してまいります。役割分担といたしまして、義務教育学校設置につきましては、こども政策課が、まちづくりににつきましては、まちづくり企画課が引き続き進めてまいりたいと考えております。説明は以上です。

**○土光委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様から、質疑、意見等求めます。

錦織委員。

**○錦織委員** 昨日も委員会を傍聴しまして、農振用地も含まれるとか、いろいろ聞かせていただいたんですけど、気になったのが、今、案として出ている候補地から一番遠いのは大篠津のコメダ辺りだとかいうことで、通学路としての距離が3キロぐらいになるということだったんですけど、小学校1年生で何分ぐらいかかるのか、それから小学校6年生だと何分ぐらいかかるのかっていうのは、今、ざっくり分かるでしょうか。

**○土光委員長** 東森こども政策課長補佐。

**○東森こども政策課長補佐兼義務教育学校準備担当課長補佐** 一番遠くなってしまう大篠津地区の通学の時間についてなんですけれども、現時点においては、時間まではまだ計測しておりません。今後、検討の材料としてぜひやってみたいと思っております。以上です。

**○土光委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 今、案が決められたっていう段階で、これからいろいろ肉づけをされるんでしょうけれども、この地図上だけでいえば、何でもちょっと真ん中辺にならんかったのかなと、地図のことだけを思えば思いますが。やっぱり毎日のことなので、通学路でちっちゃな子の足で何キロものランドセルをしょって歩くっていうのは非常に負担だというふうに思います。私はこの事業自体は反対なんですけれども、やっぱりスクールバスだとか、そういったこともやっぱり同時並行で考えられないといけないんじゃないかなというふうに、これは指摘をしておきたいと思います。

**○土光委員長** 安達委員。

**○安達委員** それぞれ役割分担で担当課がありますということで、先ほど課長から説明があって、この資料を聞かせてもらったんですが、昨日までの委員会も傍聴し、3月議会、それから今回の各個質問にもありました。いわゆる和田浜工業地内事業所から出る騒音とか振動とか、低周波も言われる議員もおられたと思うんですが、私も地元の方からいろいろ意見を聞いたりしまして、そういったところで、特に昨年末は照明が非常に明るくて、照度が高いっていうんですか、照度がきつくて、深夜に帰って、三交代の職務体系なんだけど、寝れないっていうような、不眠にかかってしまった人もいるっていうのを聞いております。そういったところで、候補地、適地と言えるのかなということを非常に危惧しま

す。今日は教育長もおられますが、小学校、現場を預かるトップとして、小・中、今回初めて米子市がこのような義務教育校を発足するわけですが、小学校1年から中学校3年まで9学年いますよね、すごく年齢差を感じるんですが、そういったところで、この候補地は本当に候補地としていいのかなというのが1点です。

さらに加えて言いますと、この間、農業従事者の会があって、農業委員、農業委員だった人、それから土地改良区の方も来ておられて、発言をしておられました。私も一人の役員として入らせてもらって聞いたんですが、農業としては非常に営農の適した土地だっという指摘もあったように聞きます。そうすると、これはちょっと次元が違うかもしれませんが、代替地も確保してくださいというようなこともありました。今日は教育委員会の目線で、ここが本当に適地なのか、そういったところをもう少し具体的に説明していただければと思うんですが、よろしくお願ひします。

**○土光委員長** 浦林教育長。

**○浦林教育長** ここを決めた理由については、先ほどこのペーパーに書いてあるとおりで、総合的に判断したところでございますが、低周波の話とか、光の話、委員のほうからおっしゃいましたけれども、学校といいますのは、朝の8時ぐらいから夕方5時ぐらいというのが基本的に稼働しておる時間帯になりまして、照明といひましても、子どもたちの学習にそういう影響はないというふうに思っておりますし、それから低周波というのも、私も専門外で詳しくはないんですけれども、この音が聞こえるのは、どちらかという寝る時間、夜の時間帯というふうに聞いておりますので、子どもたちが学習します、先ほど申し上げた朝の8時から夕方5時ぐらいに対しましては影響がないというふうに思っております。そうしたことと、先ほど候補地を決めた理由を併せて、この位置がよいのではないかというふうに、今、決定をしているところでございます。

**○土光委員長** 安達委員。

**○安達委員** 限定的にしゃべってしまって申し訳ありません。環境的に言いますと、和田のほうで聞かされる意見としては、JRAの北口の入り口から国道431ですね、そこまで県道が整備されました。その道路を使って、この事業所に係る輸送車両が非常に頻繁に動いているように聞くと、それは騒音もあるし、それから、子どもにとって非常に通学路に隣接してはならんと思うだけでも、どうかいなというようなことを言われる地元の住民さんがおられたということを伝えておきたいと思ひます。先ほど言った環境にっていうことは夜でしょうとか教育長は言われましたけれども、車の輸送は24時間というように聞いてますが、昼間も頻繁に動いているように聞きますので、そこは、子どもたちの安全確保のための通学路の選定も非常に気になるところです。

今日は、先ほど言ひましたけれども、農業に関わることの部分はなかなかしゃべるわけにいかないので、今日はしゃべりませんが、候補地として本当にいいのかなというのが重ねての思ひです。以上です。

**○土光委員長** 答弁は特に求めますか。

**○安達委員** 要らないです。

**○土光委員長** 求めない。

**○安達委員** はい。

**○土光委員長** 分かりました。

塚田委員。

**○塚田委員** すみません、私ちょっと初めてなんであれなんですけども、第1候補地案って書いてあるんですけど、第2、第3があった、今は、もうその第2、第3はやめて、ここだけで今、考えてるっていうことでいいんでしょうか。

**○土光委員長** 川本課長。

**○川本まちづくり企画課長** 今現状考えている候補地というのは、案というのは、この今、資料の中でお示ししている場所のみでございます。候補地案としておりますのは、これから土地取得と義務教育学校の設置に向けての手續というものが実際に進んでいくものでございまして、そのためにこのような表現にしているということでございます。

**○土光委員長** 塚田委員。

**○塚田委員** すみません、この先、第2、第3ていう、出てくることはないですか。

**○土光委員長** 川本課長。

**○川本まちづくり企画課長** 今の時点で第2、第3が出てくるといふふうにはまだ考えておりません。

**○土光委員長** 塚田委員。

**○塚田委員** すみません、どうしても、美保地区のまちづくりと考えても、何も無いところなんですよね。私も地元なんですけど、正直、大篠津、崎津、和田、全体的にみんなと話ししても、何も無いところに何で造るのって言われるんですけど、安全なのかな、安全性だけを考えてるのかな、どうなんだろう、でも、新しく道路ができたよね、車多いよね、大篠津のほうとか葭津のほうから来る子どもたち大丈夫かなっていうのもありますし、スクールバスのことは多分、今後検討していってくれると思うんですけど、それにしても、ちょっとこの先、周りに家もできないのに、ここに学校ができてどうなるっていう話はすごく聞きます。なおかつ、小学校、中学校が合体して一つになるんですけど、小学生は5時ぐらいには帰りますよね。だけど、中学生になると、部活があったりして遅くなりますよね。真っ暗なところから帰ったり、道路の、夜もまだ、和崎かけはし通りでしたっけ、あそこを結構車は通りますよね。となると、危険度は高いかなっていうのはあるんですけど、そういうのも踏まえて考えて、ここにしたいところなのかどうなのか。本当に住民の皆さんの声を聞いてここにしたいのか、何かがあってここにしたいのか、ちょっと私、引っかかるなっていうのがあって、まだ候補が、いろいろ話しすれば出るんじゃないかなと思ってしまいますけど。そこら辺はどうなんでしょうか。

**○土光委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** まず、今までの経過も含めて、少しお話をさせていただきたいと思えます。

候補地の場所につきましては、先ほどから説明しておりますように、いろいろなことを考えた上で、まず一定面積が確保できないと駄目ですよ、当たり前のお話なんです。だから、既存の町なかには確保できません。そう考えたときに、当初は、御承知ないかもしれませんが、美保学園というのが空いてまして、そこが小学校の横だから、そこという案もありました。ただ、それは義務教育学校を前提とした時点で、それは一つの候補地としてあったんですけども、それだったら、やはり地元の皆さんと、ずっとこれまでも何回も協議をさせていただいて、いろいろと話し合いを設けさせていただきました。最終的には、

大篠津、和田、崎津、それぞれまちづくり協議会には入っていただいてまして、その代表の方からの話も踏まえた上で、この人口重心というのをやっぱり一番重視すべきであるという総意の下にこの場所を決定させていただいたという経過があります。

当然、議員さんがおっしゃられる、これから課題としては、やはり今の通学路の問題、これにつきましては、教育長と都市整備部長、そして私と実際に現地を端から端まで歩いて、じゃあ、今でも、どこの通学路が危ないのかとかっていうのを全部チェックしております。その通学路については今後の課題だというふうに考えておまして、当然、通学路の整備というのは、この校舎の場所が決まったら同時進行でそういう整備はしなきゃいけないかなというふうに思っているところです。

ただ、一つ申し上げたいのは、ある程度、この場所を地元の皆さん方に提示をさせていただくときに、全くもって地元の意見を聞かなかったということではなくて、それは、私どもといたしましては十分説明をさせていただいた上で、そして地元の意見も参考にさせていただいてこの場所に決めさせていただいたということは、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

**○土光委員長** 塚田委員。

**○塚田委員** 私の年代よりも下の世代の人たちと話しして、要は今の小学校の1年生、2年生とか、保育園の子どもたちがいる世代、今後、この義務教育学校に通う世代の親は、聞いてないっていう人が多いんですよ。そこは多分、その説明会に参加してるかどうかっていうとこなんだと思うんですけど。今の年配の方々は聞いたりしてるかもしれないですけども、私が多分聞いた人がただ聞いてないよって言うてるだけかもしれないです。まあ、分かりました。全体的に、了解を得てるということですよ。

**○土光委員長** 今のことに関しては答弁も含めてということですか。

西村学校教育課長。

**○西村学校教育課長** まず、お尋ねします。委員、これは場所のことについての説明ということでしょうか。それとも、その義務教育学校にするしない、そういったことでの説明。

**○塚田委員** 義務教育学校になるっていう話はもう、全体分かっていると、皆さん分かっていますよ。

**○土光委員長** 場所のことについてということですね。

**○塚田委員** そうですね。

**○土光委員長** 答弁できますか、そういう前提での今の。

八幡部長。

**○八幡総合政策部長** 場所についてのいろんな話合いでございますけども、一応、最初の案については、それぞれの3自治会に私どもの考え方というのは示させていただきました。それで、そこで、それぞれの自治会によってやり方は違うんですけども、意見集約をされたりとか、あと、一つの、どことは言いませんけども、そこには説明に来てくれということをおっしゃって、皆さん方が集まっておられるところに私も説明に行かせていただきました。ただ、委員さんおっしゃいますように、じゃあ、100%ということはさすがにちょっとなかなかなかったかと思えます。

私どもとしては、地元の皆さん方には随時説明に行かせていただきますので、今後は、そういうようなお話ありましたら、必ず言ってくださいということをお地元に對しては言っ

ております。もし、そういうお声がありましたら遠慮なく言っていただければ、私どもは地元に対して今でもきちんと説明をさせていただくというつもりでおりますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○**土光委員長** 塚田委員。

○**塚田委員** また、地元のほうから話があれば、市のほうに言ってくださいと、説明来てくださいますよってという話をすればいいですね。分かりました。ありがとうございます。

○**土光委員長** ほかに意見、質疑等ありますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**土光委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後 3 時 3 2 分 休憩**

**午後 3 時 4 8 分 再開**

○**土光委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

こども総本部から 1 件の報告を受けます。

第 2 期米子市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおける「放課後等の子どもの居場所」に関するアンケート調査の実施について、当局の説明を求めます。

永榮課長補佐。

○**永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** それでは、第 2 期米子市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおける「放課後等の子どもの居場所」に関するアンケート調査の実施について、御報告申し上げます。

本アンケート調査は、市内の小学校に通う全児童及びその保護者を対象に行うものでございまして、夏休みが始まる前の今月 25 日に、小学校を通じて児童及びその保護者に対し、資料 2 枚目に添付しておりますアンケート調査への協力についての依頼文書を配布したところでございます。文書の配布に先立ちまして、同月 22 日に、議員の皆様へは本件について情報提供させていただいてるところでございまして、今回、重ねての御報告にはなりますが、改めて御説明申し上げるものでございます。

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援について、サービスの量の見込みと確保の方策を定めた米子市子ども・子育て支援事業計画を策定しております。現在の計画は第 2 期計画でございまして、計画期間を令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間としております。今年度は当該計画の中間年に当たるため、地域の子育て支援の需要等を改めて調査し、必要に応じた計画の見直しを行うこととしております。その中間見直しを行うに当たり、需要の高い事業である放課後児童健全育成事業に関し、放課後等の子どもの居場所について、その実態及び要望を把握するため、このたび本アンケート調査を実施することとしました。

アンケートは、児童及び保護者、それぞれの意向を把握するため、子ども向けと保護者向けの 2 種類を用意しました。アンケートの内容につきましては、資料 2 枚目の裏面を御覧ください。中段辺り、調査の内容のところですが、保護者向けのアンケートでは、保護者の就労等の状況、保護者の今後の就労に関する意向、保護者の希望する子どもの居場所等を調査項目としております。子ども向けのアンケートでは、登校時における保護者等の在宅状況、放課後の過ごし方の状況、放課後の過ごし方の希望等を調査項目としておりま



す。アンケートは、とっとり電子申請サービスのホームから回答をしていただくこととしておまして、8月7日を回答期限としております。なお、アンケートは無記名で行い、個人が特定されない形で調査を行うこととしております。

アンケート回収後のスケジュールについてですが、資料の項目3に記載のとおり、9月上旬にアンケート結果の集計及び分析を終え、計画見直し案について、米子市子ども・子育て会議における審議及びパブリックコメントを経まして、令和5年3月には、第2期計画の中間見直し版を策定する予定としております。説明は以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様から質疑、意見等を求めます。

錦織委員。

**○錦織委員** このアンケートそのものには意見ないんですけども、ここに外国人の方へ、お困りのことがありましたら米子市まで御連絡くださいって書いてあるんですが、このアンケート自身も、これは何か英字版とか、最低でもこのQRコードとか何かすれば出てくるんでしょうか。

**○土光委員長** 永榮課長補佐。

**○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 英字版などは用意しておりません。

**○土光委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 私、啓成小学校区に住んでるんですけど、フィリピンの方がいらしたりとか、いろんな国の方がいらっしやるんですけど、そういう方たちもちゃんとこのアンケートを望んでおられるんじゃないかなっていうふうに思いますので、ぜひそういう、何語までをしたらいいのか、私は想像できないんですけども、中国語か英語だとかね、そういうことも対応していただけたらなというふうに思いますが、どうでしょうか。

**○土光委員長** 景山こども総本部長。

**○景山こども総本部長** 御配慮いただきまして、ありがとうございます。

委員おっしゃいますように、多言語でアンケートがその場でできるっていうのは本当に理想だと思っております。一方で、こういった一言を入れたのは、とにかくそういったお困りの方とじかにつながりたいという思いがまずあったところでございます。富士見町の辺りでは、以前から中央隣保館で日本語教室をずっと続けてくださってまして、そういったところでもコミュニティーがあることもよくよく存じ上げておりますけれども、そこから一つ一つのお困り事を、私どもがしっかりとつなげるためのツールの一つとしたい、そういった思いからこの一言を入れたところでございます。以上です。

**○土光委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** あんまり回答になってないと思うんですけど、結局は、そういうふうに入れましたからしませんよっていうことなんですか。日本語だけの表記になるんでしょうか。できれば配慮してもらいたいなという思いがあるんですけど。

**○土光委員長** 景山こども総本部長。

**○景山こども総本部長** 多言語が、そりゃよろしかったですけども、このたびはこれで出させていただきました。

**○土光委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** もう7月25日だっていうことなのでね、既にもう出されたところなんですけど、今後は、こういうアンケート取るときには、ぜひ、この子ども・子育てのところだけじゃないんですけども、やっぱりこれからは配慮するようなアンケートが必要じゃないかなというふうに意見は言っておきたいと思います。

○**土光委員長** 意見ということで、答弁をあえて求めないと。

○**錦織委員** 副市長がせっかくおられるんで、一言。

○**土光委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** せっかくおらせていただいておりますので、お答えしたいと思います。

できるだけ多言語の配慮は、これから、今の時代必要だという御指摘はそのとおりなんだろうなと思います。ただ一方で、機械的に、アンケート調査なんか特にそうだと思いますが、翻訳しただけで、このアンケートは一体何を求めているものなのかっていうことが果たして理解していただけるかどうか、その辺の限界も多分あるんだろうと思います。これが、いわゆる学童保育とか、そういったものの体制に反映したいということは、一般の保護者の方はすぐお分かりになるんだろうと思うんですけど、特に外国からおいでになって間がないような方には、やはり丁寧な対応をしないと、そもそも聞かれてる趣旨というか、意図が分からないということもあるんじゃないかなと思います。

したがって、多言語のことも今後配慮はしてまいりたいとは思いますが、先ほど景山本部長もお答えしましたが、行政がそういった外国の方々とできるだけつながって、コンタクトしていくというふうな工夫も並行して必要なんじゃないかなというふうには思っているところであります。いずれにしても、時代の要請に応じて、多言語等の配慮には努めてまいりたいと思います。以上です。

○**土光委員長** ほかにありますでしょうか。

津田委員。

○**津田委員** すみません、これ、スマートフォン、パソコンからインターネットを介して書いてあるんですけど、これは、パソコンもスマートフォンもない家庭の方おられた場合は、どのような形でするのでしょうか。

○**土光委員長** 永榮課長補佐。

○**永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** そういった方に対しましては、紙の調査票もありますので、そちらを使って回答いただくようお願いしています。

○**土光委員長** 津田委員。

○**津田委員** この調査票をそのまま使うということでございますか。あ、書いてあります。

すみません、それで、あともう一つ質問があって、この子ども向け1年から3年、4年から6年ってありますが、どうして2種類に分けられてるかというのをお聞かせ願えますでしょうか。

○**土光委員長** 永榮課長補佐。

○**永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 上学年向け、下学年向けで、設問の内容は同じでございますが、1年生から3年生向けにつきましては漢字に振り仮名を振っております。その違いでございます。

○**土光委員長** 津田委員。

○**津田委員** それだったら、振り仮名振った分で全部統一でもよかったんじゃないかなと

思いました。以上でございます。

○土光委員長 別に答弁求めない。

○津田委員 はい、よろしいです。

○土光委員長 ほかに。

吉岡委員。

○吉岡委員 ちょっと皆さんとかぶりますけど、事前に、外国人の方とか、子ども対応でやさしい日本語を使えなかったかっていうことをお聞きしましたところ、やはりこの1枚べらで必要なことを伝えるためには、なかなかやさしい日本語では難しいというふうに伺いました。せめてこの鳥取、何でしたっけ、とっとり電子申請サービスのサイトに行っただけからは、さっき言われたみたいに、保護者向けであっても高学年向けであっても振り仮名を振ったりとか、やさしい日本語をなるべく活用していただいたほうが、保護者だからといって、こういった堅い行政の文書っていうのが、最初っから、もう読む気がしないわみたいな方もいらっしゃるかもしれないので、次からはそういうふうにしていただいたらどうかっていうのは要望です。

先ほどの塚田委員の言われてた義務教育学校のことなんかについても、やはり当事者に声を聞くということは大事ですし、声を聞けば周知にもなりますので、とてもいい方法だなと思いましたので、どんどん、これを活用していただきたいなという、これも要望です。

あと、質問は、この設問内容に、例えば居場所にWi-Fiがあればいいとか、そういうネット環境のことっていうのは設問内容に今回は入っているかどうかを伺いたいです。

○土光委員長 永榮課長補佐。

○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐 アンケートの設問内容にWi-Fiがあったほうがいいのかという設問は今回設けておりません。

○土光委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 ぜひ次回は入れていただいたら、公民館の活用などにもつながるかなと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○土光委員長 ほかに。

田村委員。

○田村委員 先ほど錦織委員も言っていただいて、私も言おうとしていたことだったんですけども、国際交流やってる立場から、これまで何度も議会のほうで英語圏国際交流員の配置というのを訴えてまいりましたし、それについては前向きに答弁を頂戴しております。来年度に目標ということも聞いております。非常にうれしく思いますし、これの問題については、ぜひそういった国際交流員も使って広く英文化していただきたいというふうに、まず要望したいと思います。

質問なんですが、まずもって、このプロブレムを持った外国人が英語でここに電話をかけてきた場合、それに対応ができているのでしょうか。

○土光委員長 永榮課長補佐。

○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐 対応はできているかというところで、まだ、そういったお問合せが来ておりませんので、対応できるとかあれですけど。

○土光委員長 景山こども総本部長。

○景山こども総本部長 ふれあいの里の1階で、私らおりますけれども、学校教育課に外

国人のお子さんの日本語を指導する職員がおります。常に学校教育課のほうにおりますので、そういったときには対応させていただくようにいたします。

○土光委員長 田村委員。

○田村委員 すみません、それ識字教室の先生ということですか。

○土光委員長 松田次長。

○松田こども総本部次長兼こども政策課長 先ほどの答弁なんですけども、学校教育課に英語ができる日本語指導主事がございますので、その職員を活用して、この問合せがあれば対応したいということでございます。

○土光委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。安心しました。

これ、一つ要望というか、文句にはならないんでしょうけど、この方法の2番、電子申請サービスのウェブサイトであっていうところで、今日び、このURLを打たせるということ自体が非常に前時代的であるというふうに言わざるを得ません。本来ですと、例えば米子市のホームページのトップページにバナーを貼って、そこをリンクしていただくということでそこにつなげていくというのが本来やるべき方法ではなかったかと思えますし、本市のホームページっていうのは、いわゆるAIで自動翻訳もできる機能っていうのもありますので、そういったことも併せて告知するというような形を取るべきではなかったかと思えます。それについての見解を伺います。

○土光委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 担当者が緊張しておりますので、私が代わってお答えを。委員さんの御指摘、ごもっともでありまして、お気づきだと思いますが、そういうことで、ここに印刷が入ってないんですけど、現物にはQRコードが入ってまして、スマートフォンであれば、それをカメラで撮れば、そこからアクセスできるような仕掛けになってます。ただ一方で、パソコンの場合ですね、確かにURLを打たないといけないということになりますので、そこは委員の御指摘のように、ホームページにあればそこから入れるという、そこまでは多分頭が回ってなかったということでもありますので、今後の参考にさせていただきたいと思えます。以上です。

○土光委員長 ほかにありますでしょうか。

塚田委員。

○塚田委員 すみません、皆さん、すごくいい意見をいっぱい言っていただいたんですけど、本当に米子市も少子化で人口も減っていった中で、今後をどうするかっていう一つの案でもあると思うんですけど、グローバル化、外国の方々に住んでいただきたいっていうのもあると思うんですね。そういうのを踏まえて考えますと、漢字に平仮名を打って2つ分けるっていうすごい配慮をしてくださってるなら、やっぱり話があったように英語の先生を介して分かりやすく英文化したような文章をつくって、見てもらう、やっぱりそういったところの配慮が、外国の方々からしたら、住みやすい米子市だっていうのになるんじゃないでしょうかね。それは、本当に今後の一つの要望なんですけど、ぜひそういったところの配慮をお願いできたらと思えます。

○土光委員長 特に答弁を求めない。

○塚田委員 はい。

○土光委員長 ほかにありますでしょうか。

津田委員、どうぞ。

○津田委員 ひょっとしてもう御説明があったかもしれませんが、このアンケートは、集計っていうのは自前でされるんでしょうか、それとも、外注のほうに出されるんでしょうか、どのような形で集計されるんでしょうか。

○土光委員長 永榮課長補佐。

○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐 集計は自前ですることにしております。

○土光委員長 津田委員。

○津田委員 アンケートっていうのは集計が非常に大変だっていうのを思いますけど、その辺で職員さんのほうに負荷とかがすごくかかってしまうとかっていうのはないものでしょうか。

○土光委員長 永榮課長補佐。

○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐 今回、放課後の居場所のアンケートということで、この一つの項目でございますし、職員に過大な負荷がかかるとは考えておりません。電子アンケートでデータがこちらのほうに吸い取れるということもありますので、ある程度は自動的にデータが集計できると考えております。

○土光委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました、すみません、ありがとうございました。

○土光委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○土光委員長 ないようですので、以上で民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後4時09分 休憩

午後4時19分 再開

○土光委員長 民生教育委員会を再開いたします。

初めに、閉会中の継続審査についてを議題とします。

資料でお配りしてと思います。閉会中に継続して審査をする必要がある場合、会議規則第76条の規定により、あらかじめ議長に申し出る必要があります。お手元に配付しております事項について、閉会中の継続審査を申し出たいと思います。この内容でよろしいでしょうか。

安達委員。

○安達委員 安達自身の認識不足かもしれませんが、8番の清掃に関する事項っていう項が上げてありますけれども、この清掃っていうのは、一般廃棄物の処理とかを含めたものという理解でいいんでしょうか。し尿等の処理も含むんですか。ちょっとそこの認識が自分になかったんで、確認をしたいんですが、どうでしょう、清掃に関すること。

○土光委員長 分かりました。ちょっと確認をさせていただきます。

今の質問で、この清掃に関する事項で、これが具体的にすぐ今特定できないのですが、基本的には市民生活部所管に関して、全て当委員会で扱います。だから、今言ったし尿処理関係、それから一般ごみ。

〔「廃棄物」と安達委員〕

○**土光委員長** それも入ってます。ただ、ちょっとどこに入るかは、ちょっと正確には今、回答できないけど、それでいいですか。

○**安達委員** ちょっと最後、語尾が。

○**土光委員長** 当委員会の中で扱う中で、し尿処理とか一般廃棄物、一廃のごみとか、それは、市民生活部の所管は全て当委員会に入っています。今の質問で、これがこの調査事件の8番の清掃に関する事項、清掃という言い方をして、これに入ってるのか、ひょっとしてほかの部分か、それはちょっと今、正確には回答できないんですけど、入ってるということは間違いないということで、それでよろしいでしょうか。

○**安達委員** 確認です、はい、分かりました。

○**土光委員長** ほかに。

○**錦織委員** 今の8番の中の清掃とか、7番の環境の保全に関するところの中で、一般廃棄物最終処分場の問題もここでできるんですよね、入るんですよね、廃掃法の関係って。

○**土光委員長** 一般廃棄物最終処分場は、もともと一般廃棄物の処理は西部広域が所管なので、米子市はそれに、委託という言い方はどうか…。

○**錦織委員** 委託してるの。

○**土光委員長** だから、直接は。

○**錦織委員** 関連している。

○**土光委員長** 関連はありますけど、直接、市民生活部が最終処分場に関して所管するのではないので、直接は入らない。ただ、関連部分、関連する部分はありますからということ。

○**錦織委員** まあ、環境の保全とかってということになると入るのかなと思って。

○**土光委員長** だから、一般廃棄物最終処分場の件ですよね。これは直接のところは西部広域、米子市はそこにもうそういった処理は委託するという、そういった決議というか、そういう経緯がありますので。ただし、当然それ、米子市にも関連部分あるので、そういった関連する部分は随時、委員会とか、場合によっては全員協議会とか、そこで扱っているということになります。

ということでもいいですか。

○**田村委員** 事務局長にお尋ねします。これ、ほかの委員会、他の委員会も同様の項目を出してらっしゃるということですか。

○**土光委員長** 松下事務局長。

○**松下事務局長** ちょっと説明させていただきますと、米子市の委員会条例というのがございます。その中で、総務政策委員会、民生教育委員会、都市経済委員会、予算決算委員会、それぞれ定義しているんですけども、その中で民生教育委員会の所管というのが3項目ございます。市民生活部の所管に属する事項、福祉保健部の所管に属する事項、教育委員会の所管に属する事項、そういうことですので、本日13時から順番に、市民生活部、福祉保健部、そして教育委員会の所管ということで、こども総本部というのが今、追加になっておりますけれども、それを民生教育委員会が所管するというのでございます。

それで、本日、この閉会中継続審査申出書の調査事項でございますけれども、これは、米子市の組織規則の中で、それぞれの部がどういうことを所管しているかということの記

載がございます。その記載を基にこの案をつくっておりますので、これまでどおり、例えば市民生活部が所管する項目で、これまでも関連して、例えば一般廃棄物の処理施設の候補地ですとか、そういったこともこの委員会の中で審議、議論をしていただいておりますので、引き続き、そういった先ほどの4つの所管部分が所管する事項について、閉会中もできるようにということで、今回これを出させていただいているということでございます。

○**田村委員** よその委員会も同様にやってるんですかということです。

○**土光委員長** 松下事務局長。

○**松下事務局長** この申出書の調査事件は同じようなつくりで組織規則から抽出してやっております。

○**田村委員** 網羅されてるということですね。もうこれ、議論しようがないじゃん、今後やってくださいって話でしょう。

○**土光委員長** じゃあ、改めて、この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**土光委員長** 異議なしと認めます。

では、このとおり申出を行います。

暫時休憩いたします。

**午後4時27分 休憩**

**午後4時28分 再開**

○**土光委員長** 再開いたします。

次に、広報広聴委員会の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき、当委員会から2人の委員を広報広聴委員に選出しようとするものです。

選出の仕方ですが、委員長から指名ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**土光委員長** 委員長の指名という方法で決めます。

それでは、委員長指名ということで、広聴広報委員会の委員には、吉岡委員及び錦織委員を選出します。

御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**土光委員長** 御異議なしと認め、そのように決定します。

以上で民生教育委員会を閉会いたします。

**午後4時29分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 土 光 均